



県章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
6 月 13 日
第 622 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目次

○ 告 示

児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課） 1

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の
指定（障害福祉課） 1

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の
廃止の届出（障害福祉課） 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定
（障害福祉課） 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定
（障害福祉課） 2

○ 公 告

公共測量実施公告（用地事業支援課） 3

公共測量終了公告（用地事業支援課） 3

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告（大津・南部） 4

土地改良区役員退任公告（甲賀） 5

土地改良区定款変更認可公告（東近江） 5

○ 公安委員会告示

滋賀県琵琶湖等水上安全条例第17条の2第1項の規定に基づく水泳場保安水域の指定（地域課） 5

○ 公安委員会公告

技能講習開催公告（生活安全企画課） 10

年少射撃資格講習会開催公告（生活安全企画課） 11

告 示

滋賀県告示第242号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。
令和 7 年 6 月 13 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
さんま 2	甲賀市水口町城東 3 番 21 号	特定非営利活動法人さんまクラブ	甲賀市水口町城東 3 番 21 号	放課後等デイサービス	令和 7 . 6 . 1	2551400209

滋賀県告示第243号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。
令和 7 年 6 月 13 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
一般社団法人エンゲイジ	守山市吉身一丁目3-8杉本アパート203号室	一般社団法人エンゲイジ	栗東市安養寺六丁目6番28号	自立生活援助	令和7.5.1	2510700780
就労支援事業所ハッピーフィールド栗東センター	栗東市高野212	株式会社ハッピーフィールド	京都府京都市北区上賀茂壱町口町32	就労継続支援A型	令和7.5.1	2511200459

滋賀県告示第244号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年6月13日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
くれあ事業所	彦根市甘呂町706-2	株式会社クラマツ	彦根市東沼波町903番地	就労継続支援B型	2510200690	令和7.5.31
はなみずきホーム	甲賀市信楽町長野422-2	特定非営利活動法人ふれ愛パーク	甲賀市信楽町西352	共同生活援助	2521400065	令和7.5.31

滋賀県告示第245号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者として、次の者を指定した。

令和7年6月13日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	指定地域相談支援の種類	指定年月日	事業所番号
一般社団法人エンゲイジ	守山市吉身一丁目3-8杉本アパート203号室	一般社団法人エンゲイジ	栗東市安養寺六丁目6番28号	地域移行支援 地域定着支援	令和7.5.1	2530700182

滋賀県告示第246号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和7年6月13日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
阪神調剤薬局南彦根店	彦根市西今町21-1	薬局	増 崎 詞 子	令和7.3.1

I & H滋賀甲南薬局	甲賀市甲南町葛木1004番地 1	薬局	前 川 翔 太	令和7.3.1
阪神調剤薬局栗東店	栗東市大橋二丁目5-36	薬局	小 畠 大 樹	令和7.3.1
阪神調剤薬局東近江店	東近江市中小路町494-4	薬局	児 玉 剛 志	令和7.3.1
阪神調剤薬局草津矢橋店	草津市矢橋町1629-15	薬局	中 山 恵 子	令和7.3.1
阪神調剤薬局長浜店	長浜市神前町9-37	薬局	坂 東 尚 彦	令和7.3.1
ユタカ薬局守山	守山市古高町384	薬局	浅 井 卓 也	令和7.5.1
ハ一モ二一薬局行畑店	野洲市行畑672-2	薬局	篠 瀬 昌 生	令和7.5.1
春日薬局米原店	米原市梅ヶ原1413-1	薬局	幡 野 史	令和7.5.1

滋賀県告示第247号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和7年6月13日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

更生医療機関および育成医療機関

自 立 支 援 医療の種類	名 称	所 在 地	医療の 種 類	医師等の氏名	指定年月日
育成医療・ 更生医療	阪神調剤薬局南彦根店	彦根市西今町21－ 1	薬局	増 崎 詞 子	令和 7. 3. 1
育成医療・ 更生医療	I & H滋賀甲南薬局	甲賀市甲南町葛木1004番地 1	薬局	前 川 翔 太	令和 7. 3. 1
育成医療・ 更生医療	阪神調剤薬局栗東店	栗東市大橋二丁目 5－36	薬局	小 畠 大 樹	令和 7. 3. 1
育成医療・ 更生医療	阪神調剤薬局東近江店	東近江市中小路町494－ 4	薬局	児 玉 剛 志	令和 7. 3. 1
育成医療・ 更生医療	阪神調剤薬局草津矢橋店	草津市矢橋町1629－15	薬局	中 山 恵 子	令和 7. 3. 1
育成医療・ 更生医療	阪神調剤薬局長浜店	長浜市神前町 9－37	薬局	坂 東 尚 彦	令和 7. 3. 1
育成医療・ 更生医療	ユタカ薬局守山	守山市古高町384	薬局	浅 井 卓 也	令和 7. 5. 1
育成医療・ 更生医療	ハーモニー薬局行畑店	野洲市行畑672－ 2	薬局	篠 瀬 昌 生	令和 7. 5. 1
育成医療・ 更生医療	春日薬局米原店	米原市梅ヶ原1413－ 1	薬局	幡 野 史	令和 7. 5. 1

公告

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年6月13日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- | | | |
|---|-------|--------------------------------|
| 1 | 作業の種類 | 公共測量（航空写真測量、写真地図作成、数値地形図データ更新） |
| 2 | 作業の地域 | 大津市全域 |
| 3 | 作業の期間 | 令和7年6月13日から令和8年3月31日まで |

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和 7 年 6 月 13 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（航空写真測量、写真地図作成、数値地形図データ更新）
- 2 作業の地域 大津市全域
- 3 作業の終了日 令和 7 年 5 月 30 日

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和 7 年 6 月 13 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の地域 野洲市須原、堤
- 3 作業の終了日 令和 7 年 5 月 30 日

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和 7 年 6 月 13 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量、UAVレーザ測量、地上レーザ測量）
- 2 作業の地域 近江八幡市竹町、東横関町、東川町、蒲生郡竜王町西横関、西川
- 3 作業の終了日 令和 7 年 5 月 30 日

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、六地藏土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和 7 年 6 月 13 日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 畑 中 隆 行

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	島 林 力	栗東市六地藏819番地
〃	林 政 一	同 所949番地
〃	嶋 林 増 雄	同 所547番地
〃	木 村 實	同 所853番地 2
〃	林 樹 良	同 所841番地
〃	西 村 義 次	同 所599番地 1
監 事	大 角 喜 一	同 所844番地
〃	高 瀬 政 雄	同 所389番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	島 林 力	栗東市六地藏819番地
〃	林 政 一	同 所949番地
〃	嶋 林 増 雄	同 所547番地
〃	木 村 實	同 所853番地 2

〃	林 樹 良	同	所841番地
〃	西 村 義 次	同	所599番地 1
監 事	大 角 喜 一	同	所844番地
〃	高 瀬 政 雄	同	所389番地

土地改良区役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、野洲川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和 7 年 6 月 13 日

滋賀県甲賀農業農村振興事務所長 伊 吹 久 美

理事および監事の別	氏 名	住 所
監 事	奥 村 英 一	湖南市岩根1246番地

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、妙法寺土地改良区の定款の変更は、令和 7 年 6 月 4 日に認可した。

令和 7 年 6 月 13 日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

公 安 委 員 会 告 示

滋賀県公安委員会告示第73号

滋賀県琵琶湖等水上安全条例（昭和30年滋賀県条例第55号）第17条の 2 第 1 項の規定により、水泳場保安水域を次のとおり指定する。

令和 7 年 6 月 13 日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

水泳に供する 水域の所在地	水 泳 場 保 安 水 域 に 指 定 す る 水 域	期 間
近江八幡市沖島町地 先琵琶湖沿岸（宮ヶ 浜水泳場）	次のア、イおよびウの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 近江八幡市沖島町無番地にある休暇村近江八幡西館建物の北東角 ア 基点から真方位297度125メートルの地点 イ 基点から真方位316度161メートルの地点 ウ 基点から真方位55度292メートルの地点	令和 7 年 7 月 19 日 から同年 8 月 24 日 まで
高島市マキノ町西浜 地先琵琶湖沿岸（マ キノサニービーチ・ 高木浜オートキャン プ場）	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 高島市マキノ町西浜763番地 1 にあるマキノサニービーチ高木浜管理棟建物の東角 ア 基点から真方位57度163メートルの地点 イ 基点から真方位78度196メートルの地点 ウ 基点から真方位188度246メートルの地点 エ 基点から真方位207度216メートルの地点	令和 7 年 7 月 1 日 から同年 8 月 31 日 まで
高島市マキノ町西浜 地先琵琶湖沿岸（奥 琵琶湖マキノグラン ドパークホテル）	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 高島市マキノ町西浜763番地 2 にある奥琵琶湖マキノグランドパークホテル建物の南角	令和 7 年 7 月 1 日 から同年 9 月 30 日 まで

	ア 基点から真方位41度126メートルの地点 イ 基点から真方位65度145メートルの地点 ウ 基点から真方位128度162メートルの地点 エ 基点から真方位154度101メートルの地点	
高島市今津町浜分地 先琵琶湖沿岸（今津 浜水泳場）	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって 囲まれた水域 基点 高島市今津町浜分にある主要地方道海津今津線三人川橋の 南東角 ア 基点から真方位130度60メートルの地点 イ 基点から真方位95度195メートルの地点 ウ 基点から真方位144度411メートルの地点 エ 基点から真方位165度346メートルの地点	令和7年7月12日 から同年8月20日 まで
高島市今津町今津地 先琵琶湖沿岸（南浜 学童水泳場）	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって 囲まれた水域 基点 高島市今津町中沼二丁目4番地にある滋賀県高島警察署建 物の南東角 ア 基点から真方位150度157メートルの地点 イ 基点から真方位135度220メートルの地点 ウ 基点から真方位151度278メートルの地点 エ 基点から真方位166度232メートルの地点	令和7年7月19日 から同年8月8日 まで
高島市新旭町藁園地 先琵琶湖沿岸（風車 村水泳場）	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって 囲まれた水域 基点 高島市新旭町深溝にある藤本太郎兵衛像の南東角 ア 基点から真方位155度111メートルの地点 イ 基点から真方位140度120メートルの地点 ウ 基点から真方位151度216メートルの地点 エ 基点から真方位159度211メートルの地点	令和7年7月20日 から同年8月30日 まで
高島市安曇川町北船 木地先琵琶湖沿岸 （滋賀県立びわ湖こ どもの国）	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって 囲まれた水域 基点 高島市安曇川町北船木2981番地にある滋賀県立びわ湖こ どもの国敷地内にある藤棚の南角 ア 基点から真方位41度147メートルの地点 イ 基点から真方位71度193メートルの地点 ウ 基点から真方位156度161メートルの地点 エ 基点から真方位192度101メートルの地点	令和7年6月28日 から同年9月15日 まで
高島市安曇川町下小 川地先琵琶湖沿岸 （近江白浜水泳場）	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって 囲まれた水域ならびにオ、カ、キおよびクの各点を結んだ線と湖 岸線とによって囲まれた水域 基点 高島市安曇川町下小川2568番地にあるビラ白浜敷地の南西 角 ア 基点から真方位136度103メートルの地点 イ 基点から真方位164度148メートルの地点 ウ 基点から真方位229度157メートルの地点 エ 基点から真方位274度104メートルの地点 オ 基点から真方位273度132メートルの地点 カ 基点から真方位235度179メートルの地点 キ 基点から真方位264度682メートルの地点 ク 基点から真方位272度664メートルの地点	令和7年7月3日 から同年8月31日 まで
高島市鶴川地先琵琶 湖沿岸（白ひげビー	次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を結んだ線と湖岸線とによ って囲まれた水域	令和7年6月24日 から同年8月31日

チ)	基点 高島市鶴川1091番地にある白ひげビーチ事務所建物の北西角 ア 基点から真方位11度228メートルの地点 イ 基点から真方位38度282メートルの地点 ウ 基点から真方位100度164メートルの地点 エ 基点から真方位160度196メートルの地点 オ 基点から真方位176度129メートルの地点	まで
	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 高島市鶴川1091番地にある白ひげビーチ事務所建物の北西角 ア 基点から真方位11度228メートルの地点 イ 基点から真方位36度269メートルの地点 ウ 基点から真方位81度211メートルの地点 エ 基点から真方位81度84メートルの地点	令和 7 年 9 月 1 日から同年 9 月 23 日まで
大津市北小松地先琵琶湖沿岸（京都復活教会水泳場）	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市北小松20番地の 8 にある湖邸滋びわこクラブ建物の南東角 ア 基点から真方位89度140メートルの地点 イ 基点から真方位118度227メートルの地点 ウ 基点から真方位167度147メートルの地点 エ 基点から真方位214度36メートルの地点	令和 7 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日まで
大津市北小松地先琵琶湖沿岸（サンタワーマリーナ水泳場）	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市北小松83番地の 2 にある住宅建物の南西角 ア 基点から真方位219度37メートルの地点 イ 基点から真方位174度102メートルの地点 ウ 基点から真方位211度173メートルの地点 エ 基点から真方位238度144メートルの地点	令和 7 年 7 月 1 日から同年 9 月 15 日まで
大津市北小松地先琵琶湖沿岸（北小松北浜水泳場）	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市北小松にある養魚池ポンプ室建物の北東角 ア 基点から真方位44度35メートルの地点 イ 基点から真方位102度113メートルの地点 ウ 基点から真方位179度216メートルの地点 エ 基点から真方位207度187メートルの地点	令和 7 年 7 月 5 日から同年 8 月 31 日まで
大津市北小松地先琵琶湖沿岸（北小松南浜水泳場）	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市北小松1017番地の 1 にある北小松区営小松浜水泳場南浜事務所建物の南東角 ア 基点から真方位29度168メートルの地点 イ 基点から真方位61度196メートルの地点 ウ 基点から真方位143度112メートルの地点 エ 基点から真方位170度58メートルの地点	令和 7 年 7 月 5 日から同年 8 月 31 日まで
大津市南小松地先琵琶湖沿岸（近江舞子北浜水泳場）	次のア、イ、ウ、エ、オおよびカの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市南小松にある月見浜石碑の東角 ア 基点から真方位15度256メートルの地点 イ 基点から真方位41度245メートルの地点	令和 7 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

	ウ 基点から真方位46度157メートルの地点 エ 基点から真方位120度130メートルの地点 オ 基点から真方位174度412メートルの地点 カ 基点から真方位186度469メートルの地点	
大津市南小松地先琵琶湖沿岸（近江舞子中浜水泳場）	次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点1 大津市南小松にある南小松港南側堤防の西角 基点2 大津市南小松にある雄松崎石碑の南東角 ア 基点1から真方位63度31メートルの地点 イ 基点1から真方位66度231メートルの地点 ウ 基点2から真方位86度234メートルの地点 エ 基点2から真方位157度282メートルの地点 オ 基点2から真方位189度108メートルの地点	令和7年7月1日から同年9月30日まで
大津市南小松地先琵琶湖沿岸（近江舞子南浜水泳場）	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市南小松1095番地にある雄松館建物の南西角 ア 基点から真方位102度71メートルの地点 イ 基点から真方位142度249メートルの地点 ウ 基点から真方位201度356メートルの地点 エ 基点から真方位235度311メートルの地点	令和7年7月1日から同年9月30日まで
大津市北比良地先琵琶湖沿岸（比良レークハウス）	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市北比良242番地にある比良レークハウス建物の東角 ア 基点から真方位68度142メートルの地点 イ 基点から真方位100度186メートルの地点 ウ 基点から真方位154度125メートルの地点 エ 基点から真方位175度27メートルの地点	令和7年7月1日から同年8月31日まで
大津市南比良地先琵琶湖沿岸（南比良水泳場）	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市南比良361番地にある住宅敷地の南東角 ア 基点から真方位55度76メートルの地点 イ 基点から真方位98度140メートルの地点 ウ 基点から真方位182度197メートルの地点 エ 基点から真方位212度157メートルの地点	令和7年7月1日から同年8月31日まで
大津市大物地先琵琶湖沿岸（大物地区水泳場）	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市大物にある大物ポンプ小屋建物の東角 ア 基点から真方位56度35メートルの地点 イ 基点から真方位98度123メートルの地点 ウ 基点から真方位136度132メートルの地点 エ 基点から真方位182度59メートルの地点	令和7年7月1日から同年8月31日まで
大津市大物地先琵琶湖沿岸（大地協セツルの家）	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市大物657番地にある青柳浜キャンプ事務所建物の東角 ア 基点から真方位30度165メートルの地点 イ 基点から真方位58度207メートルの地点 ウ 基点から真方位71度163メートルの地点 エ 基点から真方位34度105メートルの地点	令和7年7月1日から同年8月31日まで
大津市大物地先琵琶湖沿岸	次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を結んだ線と湖岸線とに	令和7年7月1日

湖沿岸（青柳浜キャンプ場）	よって囲まれた水域 基点 大津市大物657番地にある青柳浜キャンプ事務所建物の東角 ア 基点から真方位39度81メートルの地点 イ 基点から真方位79度148メートルの地点 ウ 基点から真方位117度170メートルの地点 エ 基点から真方位137度250メートルの地点 オ 基点から真方位165度201メートルの地点	から同年 9 月 30 日まで
大津市大物地先琵琶湖沿岸（V I W A K O G L A S T A R）	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市大物657番地にある青柳浜キャンプ事務所建物の東角 ア 基点から真方位150度77メートルの地点 イ 基点から真方位117度170メートルの地点 ウ 基点から真方位146度334メートルの地点 エ 基点から真方位167度288メートルの地点	令和 7 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
大津市荒川地先琵琶湖沿岸（びわ湖松の浦別邸）	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市荒川711番地の 1 にあるびわ湖松の浦別邸の南西角 ア 基点から真方位135度176メートルの地点 イ 基点から真方位160度224メートルの地点 ウ 基点から真方位209度119メートルの地点 エ 基点から真方位238度72メートルの地点	令和 7 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
大津市荒川地先琵琶湖沿岸（松の浦水泳場）	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キおよびクの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市荒川392番地にある松の浦キャンプ場事務所建物の東角 ア 基点から真方位67度431メートルの地点 イ 基点から真方位80度412メートルの地点 ウ 基点から真方位80度306メートルの地点 エ 基点から真方位86度197メートルの地点 オ 基点から真方位118度114メートルの地点 カ 基点から真方位180度154メートルの地点 キ 基点から真方位201度385メートルの地点 ク 基点から真方位213度384メートルの地点	令和 7 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
大津市和邇中浜地先琵琶湖沿岸（和邇中浜水泳場）	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市和邇中浜22番地にある住宅敷地の南東角 ア 基点から真方位341度91メートルの地点 イ 基点から真方位18度156メートルの地点 ウ 基点から真方位97度188メートルの地点 エ 基点から真方位128度140メートルの地点	令和 7 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日まで
大津市和邇南浜地先琵琶湖沿岸（新和邇浜水泳場）	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域 基点 大津市和邇南浜117番地にある慶専寺敷地の北東角 ア 基点から真方位327度222メートルの地点 イ 基点から真方位359度281メートルの地点 ウ 基点から真方位97度250メートルの地点 エ 基点から真方位126度186メートルの地点	令和 7 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日まで
大津市和邇南浜地先琵琶湖沿岸（わに浜水泳場）	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域ならびにオ、カ、キおよびクの各点を結んだ線と湖岸線とによって囲まれた水域	令和 7 年 7 月 1 日から同年 8 月 31 日まで

	基点 大津市和邇南浜にある和邇岬石碑の東角 ア 基点から真方位306度517メートルの地点 イ 基点から真方位318度517メートルの地点 ウ 基点から真方位332度164メートルの地点 エ 基点から真方位296度160メートルの地点 オ 基点から真方位296度82メートルの地点 カ 基点から真方位1度122メートルの地点 キ 基点から真方位55度164メートルの地点 ク 基点から真方位81度59メートルの地点	
大津市今堅田三丁目 地先琵琶湖沿岸（真 野浜水泳場）	次のア、イ、ウおよびエの各点を結んだ線と湖岸線とによって 囲まれた水域 基点 大津市今堅田三丁目24番7号にある国民宿舎ビューロッジ 琵琶建物の東角 ア 基点から真方位327度293メートルの地点 イ 基点から真方位346度324メートルの地点 ウ 基点から真方位113度309メートルの地点 エ 基点から真方位135度277メートルの地点	令和7年7月11日 から同年8月31日 まで

公 安 委 員 会 公 告

技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定により、猟銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和7年6月13日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

- 受講対象者 滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第8条第1項のライフル銃等射撃講習（以下「技能講習」という。）を受けようとするもの
- 講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員
 - 日時 令和7年8月9日(土)午前10時
 - 場所 大津市大石東町鉾峠 滋賀県立ライフル射撃場
 - 講習の種別 ライフル銃等射撃講習（小口径）
 - 射撃方法 標的射撃
 - 定員 3人
 - 申込締切日 令和7年7月28日(月)
- 技能講習科目および時間
 - 猟銃の操作
ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
イ 猟銃の点検
ウ 実包の装填および抜出しその他実包の取扱い
エ 射撃の姿勢および動作
 - 猟銃の射撃 固定標的に対する射撃
 - 技能講習の時間 おおむね3時間
- 技能講習修了証明書の交付 規則第6条、第8条および第9条に定めるところにより行った技能講習の課程を修了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習修了証明書を交付する。
- 受講の申込み 受講を希望する者は、2(6)の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署に所定の受講申込書1通を提出すること。

6 手数料 受講の申込みをするときに、14,000円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。

7 注意事項

- (1) 受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。
- (2) 技能講習当日における遅刻および早退は認めない。
- (3) 受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、猟銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する猟銃および適合実包10個を持参すること。
- (4) 射撃に関する講習に際しては、必要により10回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または猟銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。
- (5) 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

年少射撃資格講習会開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定により、年少射撃資格講習会を次のとおり開催する。

令和 7 年 6 月 13 日

滋賀県公安委員会委員長 高 橋 啓 子

- 1 受講対象者 滋賀県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとするもの。
- 2 講習会の日時および場所
 - (1) 日時 令和 7 年 7 月 12 日（土）午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
 - (2) 場所 甲賀市水口町梅が丘 3 番 1 号 滋賀県立水口高等学校
- 3 講習科目および時間
 - (1) 空気銃の所持に関する法令 3 時間
 - (2) 空気銃の使用法 1 時間
 - (3) 筆記による考査 1 時間
- 4 年少射撃資格講習修了証明書の交付 講習終了後、筆記による考査（50問の正誤式）を行い、考査の結果、正答率がおおむね 7 割以上の者に対して年少射撃資格講習修了証明書を交付する。
- 5 受講の申込み 受講を希望する者は、令和 7 年 7 月 7 日（月）までに、所定の受講申込書 1 通に写真（提出前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルで、裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの）1 枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 6 手数料 受講の申込みをするときに、9,800円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。
- 7 考査結果の開示 年少射撃資格講習の考査の結果については、考査の受験者本人が、次により、口頭による開示請求をすることができる。ただし、電話による請求は受け付けない。
 - (1) 開示請求の方法 口頭による開示請求は、受験者本人であることを証明する書類（旅券等）を持参の上、開示請求の受付期間中の日（土曜日、日曜日および祝日を除く。ただし、考査実施の当日については、この限りでない。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に所定の開示場所において行うこと。
 - (2) 開示請求の受付期間 合格発表の日から 1 月間
 - (3) 開示場所 考査実施の当日は考査実施の場所とし、考査実施の日の翌日からは滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課とする。
- 8 注意事項
 - (1) 講習日における遅刻および早退は認めない。
 - (2) 受講者は、講習会当日、筆記具を持参すること。
 - (3) 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

